

三郷市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（案）について【報告】

条例案の概要

（1）趣旨

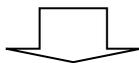
生産緑地法の一部改正により、これまでの生産緑地地区の区域の規模を、法で一律に定められた「500㎡以上」から、地域の実情に応じて条例を制定することにより「300㎡以上」にまで引き下げることが可能となることから、生産緑地の保全を図るため区域の規模を定めるものです。

（2）指定要件の変更内容

【現行】

現に農業の用に供されている市街化区域内の農地であって

- ① 面積が一団で500平方メートル以上の農地であること
- ② 生活環境機能及び公共施設等敷地の用に供する土地として適していること
- ③ 農業の継続が可能であること



【条例施行後】

現に農業の用に供されている市街化区域内の農地であって

- ① 面積が一団で300平方メートル以上の農地であること
- ② 生活環境機能及び公共施設等敷地の用に供する土地として適していること
- ③ 農業の継続が可能であること

目的、今後の予定等

○良好な都市環境の形成において、生産緑地地区面積が年々減少傾向である中、小規模な都市農地であっても、災害時の避難空間や生活の中で身近に緑に触れ合える緑地の確保など様々な機能があることから、生産緑地地区の保全推進を図ることを目的として指定要件の緩和を図る。

○スケジュール

・令和2年度

議案上程（3月）

・令和3年度

追加指定説明会及び受付（7月頃）、都市計画審議会諮問（11月頃）、

生産緑地指定告示（12月頃）